

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 個人住民税の還付金が生じ、納税者等から公金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。 ⑤個人住民税の未収金の徴収、徴収猶予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分(差押え)及び納税指導に関すること。 ⑥個人住民税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。 ⑦口座振替処理、過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理。
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納整理システム、確定申告システム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、eLTAXシステム

2. 特定個人情報ファイル名

課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項(別表24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第19条第8号 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96, 98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,1 65,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公金受取口座登録法第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、収税課
②所属長の役職名	税務課長、収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所総務部税務課、収税課TEL055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
-------	---

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている
--------------	-------------------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担	税務課長 水谷 和彦、収税課長 返田 典雄	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ①	総務部税務課	総務部税務課、収税課	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ②	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	税務課長、収税課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報	番号利用法第19条7号	番号利用法第19条8号	事前	
令和5年6月15日	I . 1. ②	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 ～(略)～ なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」とものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ～(略)～ ⑥個人住民税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 ～(略)～ 個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」とものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 個人住民税の還付金が生じ、納税者等から金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ～(略)～ ⑥個人住民税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。 ⑦口座振替処理、過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一16の項)、3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条	番号法第9条第1項(別表第一16の項)、3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号	事前	
令和5年6月15日	I . 4. ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第20条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、45条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第20条 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、45条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条	事前	
令和7年2月21日	IV . 8	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	IV. 11	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
令和7年2月28日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一16の項)、3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号	・番号法第9条第1項(別表24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第19条第8号 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号		
令和7年2月28日	I. 4. ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第20条 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、45条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条	(情報提供の根拠): ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠): ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公金受取口座登録法第9条		
令和7年2月28日	I. 2	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル		